

公立大学法人金沢美術工芸大学の教育研究審議会委員の選考に関する取扱

平成 22 年度制定

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 1 月 1 日一部改正

令和 6 年 1 月 1 日一部改正

第 1 条 公立大学法人金沢美術工芸大学の教育研究審議会委員のうち学長及び学長が指名する理事以外の委員（以下「委員」という。）の選考に関する取扱いについて、次のとおり定める。

第 2 条 委員の選考は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 委員の任期が満了するとき。
- (2) 委員が辞任を申し出たとき。
- (3) 委員に欠員が生じたとき。

2 委員の選考は、前項第 1 号に該当するときは任期満了以前に、同項第 2 号及び第 3 号に該当するときは速やかに行う。

第 3 条 委員は、教授会が選出する。

2 教授会の構成員は、被選挙人名簿に記載された者の中から、教授 6 人以内を連記して無記名投票する。

3 前項の投票の結果の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 得票数の多い者を、美術科、デザイン科及び工芸科から各 1 人選出する。
- (2) 委員の 4 人目以降は、得票数の多い者から順に 3 人を選出する。ただし、同一の専攻等から選出される者は 2 人を限度とする。

4 前項各号の規定により選出する場合において、6 人目となる者の得票数が同数のときは、抽選により決定する。

5 第 2 項に規定する被選挙人名簿には、選考開始の時点における教授を全員掲載する。ただし、委員の任期中に定年退職を迎える教授は掲載しないものとする。

6 第 3 項第 2 号に規定する専攻等とは、日本画、油画、彫刻、芸術学、ホリスティックデザイン、インダストリアルデザイン、工芸科、一般教育等及び美術工芸研究所とする。

第 4 条 教授会は、委員の任期中であっても、委員の改選を学長に申し立てることができる。

第 5 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。